

文書番号：JRCA AA100-改定7版

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

制 定：2019年 2月 1日

改定7版：2022年10月 3日

一般財団法人 日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター

目次

I 章 一般	1
1. 適用範囲	1
2. 引用文書	1
3. 定義	1
II 章 航空宇宙産業向け審査員登録の要件	4
4. 登録要件の概要	4
5. AS 審査員への登録要件	5
6. AS 産業経験審査員への登録要件	6
III 章 航空宇宙産業向け審査員資格の維持及び更新	10
7. 資格の登録有効期間	10
8. 継続的な確認	10
9. 航空宇宙産業向け審査員資格の維持（サーベイランス）	10
10. 航空宇宙産業向け審査員資格の更新	11
IV 章 資格の取り消し、失効、一時停止	12
11. 資格の一時停止	12
12. 資格の取り消し	12
13. 資格の失効	12
14. 再登録及び再申請	12
付則	13
追補（APPENDIX）	14
定義について	14
AS 審査員への登録要件について	14
AS 審査員資格を有さない者の場合の AS 産業経験審査員への登録要件について	15
AS 審査員資格を有する者が格上げする場合について	17
航空宇宙産業向け審査員資格の維持（サーベイランス）について	18
航空宇宙産業向け審査員資格証明の更新について	18
制定・改定履歴	20

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

I 章 一般

1. 適用範囲

この基準は、一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センターという。）が、3.2項に定める航空宇宙産業向け審査員を評価し登録するために使用する。なお、3.3項に定める航空宇宙産業向け9120審査員の資格基準は、JRCA AA120に規定する。

2. 引用文書

- JIS Q 9001：品質マネジメントシステム—要求事項
- JIS Q 9100：品質マネジメントシステム—航空宇宙—要求事項
- JIS Q 19011：マネジメントシステム監査のための指針
- JIS Q 17021-1：適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第1部：要求事項指
- SJAC 9104-1：航空、宇宙及び防衛分野の品質マネジメントシステム認証プログラムに対する要求事項
- SJAC 9104-3：航空宇宙審査員の力量及び研修コースに関する要求事項
- SJAC 9120A：品質マネジメントシステム—航空、宇宙及び防衛分野の販売業者に対する要求事項
- JRMC 12-018 最新版：SJAC9104-1適用に伴う補足規定について
- JRMC 規則102 最新版：JRMCによる認定機関、品質マネジメントシステム認証機関、審査員資格証明機関及び研修提供者承認機関に対するオーバーサイト活動要領
- IAQG COT ICOP Resolutions Log 最新版：Open Resolutions Applicable to 9104-001
- JRCA AA120：航空宇宙産業向け9120審査員の資格基準
- JRCA AQ130：品質マネジメントシステム審査員の資格基準
- JRCA AQ140：品質マネジメントシステム審査員の資格基準（2021年4月1日以降）
- JRCA AA200：航空宇宙産業向け審査員／航空宇宙産業向け9120審査員の評価登録手順
- JRCA AA300：航空宇宙産業向け審査員登録申請等各種手続きの手引き
- JRCA AC220：マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準

3. 定義

3.1 審査

JIS Q 19011 第3.1項で定義されている監査のこと。

3.1.1 有効な審査経験

(1) 航空宇宙産業向け審査員としての審査経験

次のすべての要件を満たす審査の経験のこと。

①JIS Q 9100（又は同等の9100規格）にもとづき、JIS Q 19011 第6項「監査の実施」の全過程を網羅している第三者審査である。

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

- ②SJAC 9104-1の第8項「審査及び報告に対する要求事項」に記載されている要件を満たす審査である。
 - ③審査チームリーダーとして、AS産業経験審査員資格を有している者が参加している。
 - ④前回に実施した審査又はオブザーバー参加から1年を超えて審査を実施する場合には、所属組織による予行演習等により審査技術が維持されていることの確認を受けた後に行った審査である。
 - ⑤現地における審査活動が実働6時間以上ある。報告書作成時間を含まない。
 - ⑥OJT(リーダーとしての訓練を除く)は申請者本人の有効な審査経験にはならない。
- (2) 新規に 航空宇宙産業向け審査員になる際の審査経験
- ①JIS Q 9001 (IS09001) 又はJIS Q 9100 (又は同等の9100規格) にもとづき、JIS Q 19011 第6項「監査の実施」の全過程を網羅している第三者審査又は第三者審査である。
 - ②現地における審査活動が実働6時間以上ある。報告書作成時間を含まない。

3.2 航空宇宙産業向け審査員

SJAC9104-1で定義されている航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員のうち、JIS Q 9100に基づいた品質マネジメントシステムの審査を行う能力を持つ者として当センターが評価し登録した者であり、下記のAS審査員及びAS産業経験審査員の総称。

3.2.1 AS審査員

第5項に定める登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者で、SJAC9104-1における航空宇宙審査員 (AA) と同義。

3.2.2 AS産業経験審査員

第6項に定める登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者で、SJAC9104-1における航空宇宙産業経験審査員 (AEA) と同義。

3.3 航空宇宙産業向け9120審査員

SJAC9104-1で定義されている航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員のうち、SJAC9120Aに基づいた品質マネジメントシステムの審査を行う能力を持つ者として当センターが評価し登録した者であり、下記のAS9120審査員及びAS9120産業経験審査員の総称。

3.3.1 AS9120審査員

JRCA AA120の第5.1項に定める登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者で、SJAC9104-1における航空宇宙審査員 (AA) と同義。

3.3.2 AS9120産業経験審査員

JRCA AA120の第5.2項に定める登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者で、SJAC9104-1における航空宇宙産業経験審査員 (AEA) と同義。

3.4 QMS審査員

品質マネジメントシステム審査員の資格基準 (JRCA AQ 130 (2021年4月1日以降は JRCA AQ 140)) に定めるQMS審査員の登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者。

3.5 QMS主任審査員

品質マネジメントシステム審査員の資格基準 (JRCA AQ 130 (2021年4月1日以降は JRCA AQ 140)) に定めるQMS主任審査員の登録要件を満たすと当センターが評価し登録した者。

航空宇宙産業向け審査員の資格基準**3.6 オブザーバー**

審査活動について学ぶため、審査活動は行わずに現地審査活動に同行する航空宇宙産業向け審査員又は航空宇宙産業向け9120審査員。

3.7 メンバー（審査チームメンバー）

リーダー、オブザーバーを除く、審査チームを構成する審査を担当する航空宇宙産業向け審査員又は航空宇宙産業向け9120審査員。

3.8 リーダー（審査チームリーダー）

JIS Q 19011 第6項で規定されている審査チームリーダーの役割を果たすAS産業経験審査員又はAS9120産業経験審査員。

3.9 IAQG（国際航空宇宙品質グループ）

航空宇宙プライム企業で構成する団体であり、航空宇宙製品の品質改善、コスト削減のために、航空宇宙業界に共通の要求事項を作成することを目的としたグループ。

3.10 IAQG セクター（又は、単にセクター）

IAQG を構成する、アメリカ、ヨーロッパ及びアジア・パシフィックそれぞれの地域組織。

3.11 JRMC（航空宇宙審査登録管理委員会）

（社）日本航空宇宙工業会航空宇宙品質管理センター（JAQG）内にあり、日本の航空宇宙審査登録制度における決定権を有する委員会

3.12 継続的専門能力開発（CPD）

航空宇宙産業向け審査員が、自身の長所と短所を考慮し、個人的に必要な専門能力向上、審査技術の向上及びスキル向上の分野を明らかにした上で、その知識や審査の技量を広げるため、また仕事の能力を高めるために実施する次の活動。

- ① 航空宇宙専門家・協会会議への出席、
- ② 航空宇宙に関係する委員会への参加、
- ③ 航空宇宙産業会議・セミナー・研修会への参加、又は
- ④ 航空宇宙産業特有の資格証明書の取得。

3.13 資格更新サイクル

航空宇宙産業向け審査員資格の登録日又は更新日から次の資格更新日までの3年間

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

II 章 航空宇宙産業向け審査員登録の要件

4. 登録要件の概要

航空宇宙産業向け審査員への新規、格上、移転、維持及び更新の登録要件の一覧を下表に示す。義務遵守の誓約等の記載を省略している。

表中の数字は本基準内の項番号を示すので、各項を参照のこと。

○：適用 —：対象外

登録要件		AA 新規	AEA 新規 (AA 資格なし)	AA→AEA 格上げ
審査経験 (JIS Q 9001/JIS Q 9100)		○5.1.1	○6.2.1、 5.1.1	○6.1.1、 5.1.1
審査能力の保証		○5.1.2	○6.2.1、 5.1.2	—
IAQG 認可研修コース修了		○5.1.3	○6.2.1、 5.1.3	○6.1.1、 5.1.3
JRCA の QMS 審査員資格 注1		○5.1.4	○6.2.1、 5.1.4	—
CPD		—	—	○6.1.4
選択肢1	実務経験 (4年/10年)	—	○6.1.2	○6.1.2
選択肢2	実務経験 (2年/15年)	—	○6.1.3	○6.1.3
	専門研修コース修了 注2	—	○6.1.3	○6.1.3
	審査経験 (検証審査)	—	○6.1.3	○6.1.3

登録要件		AA 移転	AEA 移転
他セクターでの AA 又は AEA 審査員資格	OASIS 登録	○5.3	○6.3
	審査員資格証明書	○5.3	○6.3
現有機関の6年間の資料写し	申請資料	○5.3	○6.3
	評価・判定の資料	○5.3	○6.3

移転申請は更新申請と同時に行う必要があり (IAQG Resolution 要求)、資格更新の資料も提出すること。

登録要件	AA/AEA 維持	AA/AEA 更新
審査経験 (JIS Q 9100)	—	○10.1
CPD	—	○10.2
受審組織証明 注3	—	○10.3

注1 JRCA 登録資格の他に、認定機関で認定されている他の要員認証機関の QMS (9001) 審査員/主任審査員資格も可。

注2 専門研修コースは本基準改定版発行時点で日本国内において存在しない

注3 当センターが直接確認するものであり、審査員が提出するものではない

注4 評価登録に係わる料金は記載を割愛

航空宇宙産業向け審査員の資格基準**5. AS 審査員への登録要件****5.1 一般**

AS審査員への登録申請者は、第5.1.1項から第5.1.4項に定める要件をすべて満足し、且つ必要な料金を当センターに支払わなければならない。

5.1.1 審査経験

申請前3年以内にJIS Q 9001規格の全要素をカバーした第三者若しくは第三者審査に少なくとも4回かつ最低20日間参加した審査経験を有すること。

審査経験は現地審査及びオフサイト審査が該当し、オフサイト審査日数は各審査毎に現地審査日数を上回らないこと。審査日数には、審査準備時間、報告書作成時間を含まない。現地審査、オフサイト審査共に審査日数（時間）がわかるエビデンスが必要である。

日数計算方法はAA300「航空宇宙産業向け審査員登録申請等各種手続きの手引き」
VII章 記入要領 を参照。

注1：「全要素をカバーした審査を少なくとも4回」とは、審査員申請者本人が複数の審査を通じて規格の箇条4以降の各箇条毎（ただしx. x項のレベル）の審査経験をそれぞれ合計4回以上積む必要があることを意味する。ただし、JIS Q 9001:2015の第8.3項（共に設計・開発）についてのみ2回以上でよい。審査チームとして審査で規格の箇条の確認をしていますが、審査員申請者本人が審査を行った箇条だけが経験としてカウントできる。

注2：JPMC規則102 に、オフサイト審査日数に審査準備、報告書作成の日数は含まないことが規定されている。

5.1.2 審査能力の保証

審査登録機関の審査登録の手順に従って、審査できる能力を有していることを審査登録機関の審査部門管理者又は、同等の者により保証されていること。

5.1.3 審査技術の習得

当センターが承認した9100:2016規格のIAQG認可航空宇宙審査員向け基礎研修コースを申請日から過去5年以内に修了しその試験に合格したことを示す合格修了証明書及びIAQGから授与された合格証を有していること。

なお、航空宇宙審査員向け基礎研修コースとして実施された9100:2016規格のIAQG認可航空宇宙審査員向け移行研修コースの合格修了証明書は航空宇宙審査員基礎研修コースの合格修了証明書として認められる。

上記研修コースが9100:2009規格の場合には、IAQG認可移行研修(9100:2016 Update Training)修了証と併せて提出することにより上記と同等と認められる。

5.1.4 資格登録

QMS審査員又はQMS主任審査員として、当センターに登録されていること。認定機関で認定されている他の要員認証機関に登録されているQMS (9001) 審査員又は主任審査員も可

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

とする。

5.2 JRMCによる追認

当センターで登録を決定後、当センターよりJRMCに追認を求め、JRMCの承認によって登録が確定する。

5.3 他セクターでAS審査員（AA）資格を保有している者に対する特別処置

他のIAQGセクターでAA審査員資格を有する者は下記①～④の条件をすべて満たすことにより当センターのAS審査員の要件を満たすものとする。当センターで登録を決定後、当センターよりJRMCに追認を求め、JRMCの承認によって登録が確定する。

①他セクターにおけるAA審査員としてOASISデータベースに登録されていること。また有効である審査員資格証明書の写しを提出すること。

注：当センターにおける審査員資格の期限は他セクターにおける審査員資格の期限を受け継ぎ、更新が認められればその期限は現有規格の更新期限の3年後になる。

②申請時期は他セクターの要員認証機関における現有資格の更新時期のみとし、第10項に定める資格更新に必要な書類を提出して、認められること。

③現在審査員資格を登録されている機関から過去6年間（新規登録から6年に満たない場合は全期間）の審査員評価の資料（申請資料及び評価・判定結果の資料）の写しを入手して提出すること。

④必要な料金を支払うこと。

注：料金はマネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準（JRCA AC220）による。

6. AS 産業経験審査員への登録要件

6.1 AS審査員資格を有する者が格上げする場合

6.1.1 一般

AS審査員資格を有する者がAS産業経験審査員に格上げ申請を行うためには、第5.1.1項及び第5.1.3項の要件をすべて満足し、且つ、第6.1.2項又は第6.1.3項のいずれか一方に定める要件をすべて満足しなければならない。さらに第6.1.4項も満たさなければならない。また、必要な料金を当センターに支払わなければならない。

注1 AS審査員資格を有する者の場合には、第5.1.3項の研修コース修了が申請日から5年以内の規定は適用しない。

注2 第5.1.1項の審査経験については、AS審査員への新規申請時に提出した審査経験がAS産業経験審査員への申請前3年以内であれば含めてよい。

6.1.2 実務経験が4年以上の場合

申請前10年以内に、機体製造業者、主要な供給者及び装備品供給者の製造にかかわる、企業、防衛省、国土交通省航空局、宇宙航空研究開発機構（旧宇宙開発事業団を含む）において、4年以上常勤として、航空宇宙産業のエンジニアリング、設計、製造、品質管理または生産技術に直接関与している実務経験を有すること。同じ時期に上記以外の業務にも

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

従事していた場合には、上記業務以外の時間は除外して計算すること。

上記の実務経験は、次に示す航空宇宙産業特有の要素に直接関与していたか、又は知識を有していなければならない。

- a) 航空宇宙産業における品質保証の考え方
- b1) 経済産業省の役割、責任、法規制の概要
- b2) 国土交通省航空局の役割、責任、法規制の概要
- b3) 防衛関連航空宇宙の要求及び関連規則の概要
- c) 初回製品検査 (FAI)
- d) 航空宇宙耐空性及び安全要求事項
- e) 航空宇宙製品のトレーサビリティ要求
- f) 航空宇宙下請負契約者の承認及び管理
- g) キー特性管理
- h) 品質要求事項展開
- i) 異物残留 (FOD) 防止プログラム要求
- j) 顧客支給品の管理
- k) 監視機器及び測定機器の校正管理
- l) スタンプ管理
- m) 不適合品の管理
- n) 抜き取り検査要求／統計手法
- o) 特殊工程管理
- p) 形態管理／要求事項管理
- q) 生産技術
- r) 治工具管理
- s) 設計・開発の検証及び妥当性確認

注：常勤の実務経験には契約雇用を含む。同時期に複数の組織との雇用契約は認められない。

6.1.3 実務経験が4年未満の場合

第6.1.2項の実務経験が4年未満の場合は、以下のすべての条件を満足しなければならない。

- ①直近15年以内で2年以上の第6.1.2項に定める実務経験を有していること。
- ②当センターが承認した航空宇宙産業経験専門研修コースを申請日から過去5年以内に修了しその試験に合格したことを示す合格修了証明書を有していること。

注：日本国内において航空宇宙産業経験専門研修コースは本基準改定版発行時点で存在しない。

- ③AS産業経験審査員の立会のもと、2回の全要素をカバーしたJIS Q 9100審査（検証審査）を実施しなければならない。全要素をカバーした審査とは審査員申請者本人が複数の審査を通じて規格の各箇条毎の審査経験をそれぞれ合計2回以上積む必要があることを意味する。立会したAS産業経験審査員により、検証審査の結果、AS産業審査員候補者が第6.1.2項に示した航空宇宙に関する知識を十分有していないと見

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

なされた場合は、追加の教育及び/又は実務研修が要求される。追加の教育並びに実務研修修了の証拠記録は、審査員の資格登録を申請する際に、当センターに提出しなければならない。

- ④ 検証審査は、第6.1.2項に示す直近10年で4年以上の実務経験により資格を得たAS産業経験審査員により実施されなければならない。検証審査を行うAS産業経験審査員は、審査チームのメンバーとして審査に参加できない。

6.1.4 継続的専門能力開発（CPD）実績

AS 審査員が AS 産業経験審査員への格上げを希望する場合には、レポートにより、申請前の最大3年間（登録から3年間に満たない場合には登録以降の期間）において15時間以上の継続的専門能力開発（CPD、第3.12項で定義）の実績として「どのような目的で、何を学んだか」が実証できること。なお、一つの活動によりCPDとして認める時間は、最大10時間までとする。

上記の対象期間内のものであれば、更新申請時等において既に提出したものと重複してもよい。

6.1.5 JRMCによる追認

当センターで登録を決定後、当センターよりJRMCに追認を求め、JRMCの承認によって登録が確定する。

6.2 AS審査員資格を有さない者の場合（第6.3項に該当する者を除く）

6.2.1 一般

AS審査員資格を有さない者がAS産業経験審査員に申請を行うためには、第5.1.1～第5.1.4項の要件をすべて満足し、且つ、上記の第6.1.2項又は第6.1.3項のいずれか一方に定める要件をすべて満足しなければならない。

また、必要な料金を当センターに支払わなければならない。

6.2.2 JRMCによる追認

当センターで登録を決定後、当センターよりJRMCに追認を求め、JRMCの承認によって登録が確定する。

6.3 他セクターでAS産業経験審査員（AEA）資格を保有している者に対する特別処置

他セクターでAEA審査員資格を有する者は下記①～④の条件をすべて満たすことにより当センターのAS産業経験審査員の要件を満たすものとする。当センターで登録を決定後、当センターよりJRMCに追認を求め、JRMCの承認によって登録が確定する。

- ① 他セクターにおけるAEA審査員としてOASISデータベースに登録されていること。また有効であるAEA審査員資格証明書の写しを提出すること。

注：当センターにおける審査員資格の期限は他セクターにおける審査員資格の期限を受け継ぎ、更新が認められればその期限は現有規格の更新期限の3年後になる。

- ② 申請時期は他セクターの要員認証機関における現有資格の更新時期のみとし、10項

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

「航空宇宙産業向け審査員資格の更新」に定める資格更新に必要な書類を提出して、認められること。

- ③ 現有機関から過去6年間（新規登録から6年に満たない場合は全期間）の審査員評価の資料（申請資料及び評価・判定結果の資料）のコピーを入手して提出すること。
- ④ 必要な料金を支払うこと。

注：料金はマネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準（JRCA AC220）による。

航空宇宙産業向け審査員の資格基準**Ⅲ章 航空宇宙産業向け審査員資格の維持及び更新****7. 資格の登録有効期間**

資格更新サイクルの間、航空宇宙産業向け審査員が、その資格登録を維持するためには、第8項に定める継続的な確認において問題がないこと、且つ、第9項に定めるサーベイランスのための要件を満たしていることの当センターによる確認を登録日又は更新日から1年毎に受け、且つ必要な費用を当センターに支払わなければならない。また、航空宇宙産業向け審査員がその資格登録の有効期限を更新する場合は、第8項に定める継続的な確認において問題がないこと、且つ、第10項に定める更新のための要件を満たしていることの当センターによる確認を登録日又は更新日から3年毎に受け、且つ必要な料金を当センターに支払わなければならない。

8. 継続的な確認**8.1 利害関係者からの情報に対する確認**

当センターは、利害関係者から提供された情報に対して、以下を確認する。

- 1) 審査員倫理綱領違反がないこと。
- 2) 苦情発生の原因が、航空宇宙産業向け審査員資格の登録、移転、維持、更新要件に抵触していないこと。

8.2 航空宇宙産業向け審査員からの情報に対する確認**8.2.1 苦情報告**

航空宇宙産業向け審査員は、航空宇宙産業向け審査員としての活動に対し利害関係者から苦情を受けた場合、当該者は直ちに当センターにその内容並びに苦情対応完了予定日を書面で報告しなければならない。当センターは、当該の苦情発生の原因が、航空宇宙産業向け審査員資格の登録、移転、維持、更新要件に抵触していないことを確認する。

8.2.2 登録内容の変更報告

航空宇宙産業向け審査員は、当センターへ提出した内容に変更が生じた場合、速やかに変更内容について当センターに書面で報告しなければならない。当センターは、当該の変更が、航空宇宙産業向け審査員資格の登録、移転、維持、更新要件に抵触していないことを確認する。

9. 航空宇宙産業向け審査員資格の維持（サーベイランス）

航空宇宙産業向け審査員が、その資格を維持するためには、第9.1項から第9.2項に定める資格維持の要件を満足していなければならない。

9.1 資格継続の意思表示及び義務等遵守の誓約

資格継続の意思表示を行うと共に、本基準に規定されている要求事項及びJRCA AA200に規定されている審査員の義務を遵守する旨の誓約を行うこと。

注 申請書の提出は上記内容を含む。

航空宇宙産業向け審査員の資格基準**9.2 必要な料金を支払うこと。**

注：料金はマネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準（JRCA AC220）による。

10. 航空宇宙産業向け審査員資格の更新

航空宇宙産業向け審査員が、その資格を更新するためには、有効期限日の3ヶ月前までに申請を行い、第10.1項から第10.6項に定める資格更新の要件をすべて満足していなければならない。

注：SJAC 9104-3規格の8.1.2に、“審査員は…有効期限日の3ヶ月以上前に資格証明の申請を提出しなければならない。”と規定されている。

10.1 審査経験

航空宇宙産業向け審査員は、資格更新サイクルにおいて、4回以上の有効な審査経験を有すること。

10.2 継続的専門能力開発（CPD）実績

航空宇宙産業向け審査員は、レポートにより、資格更新サイクルにおいて合計15時間以上の継続的専門能力開発（CPD、第3.12項で定義）の実績として「どのような目的で、何を学んだか」が実証できること。なお、一つの活動によりCPDとして認める時間は、最大10時間までとする

10.3 受審組織による証明

当センターの調査により、航空宇宙産業向け審査員が担当した審査の受審組織から、JIS Q 19011 第4項に定める審査の原則（a 高潔さ、b 公正な報告、c 専門家としての正当な注意、d 機密保持、e 独立性、f 証拠に基づくアプローチ）を遵守した審査が行われたことの証明がされること。

10.4 JRMCによる追認

当センターで更新可を決定後、当センターよりJRMCに追認を求め、JRMCの承認によって更新が確定する。

10.5 資格更新の意思表示及び義務等遵守の誓約

資格更新の意思表示を行うと共に、本JRCA AA100に規定されている要求事項及びJRCA AA200に規定されている審査員の義務を遵守する旨の誓約を行うこと。

注：申請書の提出は上記内容を含む。

10.6 必要な料金を支払うこと。

注：料金はマネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準（JRCA AC220）による。

航空宇宙産業向け審査員の資格基準**IV章 資格の取り消し、失効、一時停止****1 1. 資格の一時停止**

航空宇宙産業向け審査員の資格登録に疑義が生じた場合、当センターは当該審査員の資格登録に関する疑義が解消されるまでの間、当該審査員の資格登録を一時停止する。

1 2. 資格の取り消し

当センターは、次の事項が発生した場合、当該航空宇宙産業向け審査員の資格を取り消す。

- 1) 第8項に定める継続的な確認に関わる報告を怠った場合、
- 2) 第8項に定める継続的な確認で問題が露見した場合、
- 3) 航空宇宙産業向け審査員の評価登録手順（JRCA AA200）の第14.2項に定める事項を含めた航空宇宙産業向け審査員として遵守すべき事項への違反が露見した場合、
- 4) 申請書類に誤った情報が含まれていた場合、
- 5) 監査所見を偽っている場合、
- 6) 審査活動中に認証制度の信頼を損なうような行為を行った場合、

1 3. 資格の失効

当センターは、次の事項が発生した場合、審査員資格を失効させる。

- 1) 登録日又は更新日から1年毎又は3年毎の期日を過ぎても資格維持の手続き又は資格更新の手続き（必要な料金の払い込みを含む）が行われない場合、
注：期日までに申請に必要な書類の提出と費用支払いがなされていること。評価の結果、追加資料提出が必要になった場合は上記に該当しない。
- 2) 航空宇宙産業向け審査員から資格放棄の申し出があった場合。
- 3) 第9項に定める航空宇宙産業向け審査員の資格維持の要件又は第10項に定める航空宇宙産業向け審査員の資格更新の要件のいずれか一つでも満たさない場合。

1 4. 再登録及び再申請**14.1 再登録**

資格維持手続きの場合のみ、第13項1)又2)の事由により資格失効になった者から、資格失効日から30日以内に再登録の申請があった場合、当センターは、当該者が第9項に定める資格の維持の要件を満たすことを確認し、該当する資格で再登録を行う。資格更新の場合については上記の30日の猶予は認められない。

14.2 再申請

14.2.1 第12項の事由により資格取り消し処分となった者からの再申請は取消から12ヶ月間は受理しない。

14.2.2 第12項の事由により資格取り消し処分となった者を除き、再登録を希望する者は、新規の登録として申請することができる。

付則

この基準の改定版は、2022年10月3日から施行する。

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

追補 (Appendix)

SJAC9104-3規格の改正を受け、本基準は、同規格に適合させた以下の改定を行う予定である。航空宇宙産業向け審査員資格を有する者および今後新たに同資格の取得を希望する者は、以下の基準についても、参照のこと。

なお、追補 (Appendix) の適用時期は、別途定める。

但し、航空宇宙産業向け審査員資格を有する者が更新または維持申請を行う場合、経過措置として、本追補 (Appendix) 適用開始後、最初の更新期限を迎えるまでは、以下の審査経験およびCPD実績に関しては追補 (Appendix)は適用しない。前述の審査経験(第10.1項)およびCPD実績(第10.2項)が適用される。

以下、記載された項番は、本基準の本文の項番に対応するものである。

定義について

3.1.1 有効な審査経験

(1) 航空宇宙産業向け審査員としての審査経験

次のすべての要件を満たす審査の経験のこと。

- ① JIS Q 9001規格又はAQMS規格 (9100、9110、9120) の第三者若しくは第三者審査のフルシステム審査である。(AS審査員 (3.2.1項で定義) の場合)
- ② AQMS規格 (9100、9110、9120) の第三者若しくは第三者審査のフルシステム審査である。(AS産業経験審査員 (3.2.2項で定義) の場合)
- ③ 現地における審査活動が実働6時間以上ある。審査の準備及び報告書作成時間を含まない。
- ④ 0JT (リーダーとしての訓練を除く) は申請者本人の有効な審査経験にはならない。

(2) 新規に航空宇宙産業向け審査員になる際の審査経験

- ① JIS Q 9001規格又はAQMS規格 (9100、9110、9120) の第三者及び／又は JIS Q 9001規格の第三者審査のフルシステム審査である。
- ② 現地における審査活動が実働6時間以上ある。審査の準備及び報告書作成時間を含まない。
- ③ 0JT (リーダーとしての訓練を除く) は申請者本人の有効な審査経験にはならない。

3.1.2 フルシステム審査

フルシステム審査とは、審査対象である組織の認証範囲に応じて、当該の各規格の全ての要求事項を網羅する QMS (JIS Q 9001) 又は AQMS (9100、9110、9120) 審査に審査チームのリーダー又はメンバー(該当する場合は必ず)として直接関与すること。

3.14 パフォーマンス改善計画(PIP)

規定のパフォーマンスレベルを達成するために、改善達成期間を設定して、明確で体系化された一連の行動及び成果物を含め、パフォーマンス改善に対処する手段。

AS 審査員への登録要件について

5.1 一般

AS 審査員 (AA) に新規登録する者は、以下の第 5.1.1 項から第 5.1.4 項に定める要件

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

をすべて満足し、かつ必要な料金を当センターに支払うことによって、AS 審査員 (AA) に資格登録することができる。

5.1.1 基礎研修

申請日から過去5年以内に当センターが承認した「航空宇宙防衛(ASD)主任審査員研修コース」を修了して、その試験の合格証を有していること。

注：航空宇宙防衛(ASD)主任審査員研修コースは、当センターが承認する現行の9100規格の要求事項、AQMS 全体の審査に適用されるプロセスアプローチ、AQMS 審査の計画、実施、報告、フォローアップ、及び完了する方法を含む、双方向の研修コースである。

5.1.2 審査経験

申請前3年以内に JIS Q 9001 規格または AQMS 規格(9100、9110、9120)の第三者及び／又は JIS Q 9001 規格の第三者のフルシステム審査を4回以上、審査チームメンバー又は審査チームリーダーとして行った経験、かつ20日以上現地審査に参加した有効な審査経験を有すること。

また、審査対象である組織の認証範囲にすべての要求事項が含まれない場合(例えば、審査対象組織が製造会社であり、設計・開発機能を有していない等[(JIS Q 9001:2015)の第8.3項(設計・開発)が対象組織の認証範囲としていない])は、当該規格の全ての要求事項を少なくとも2回網羅したことを実証するための審査経験を提出すること。

なお、審査日数には、審査準備時間、報告書作成時間を含まない。また、日数計算方法は JRCA AA300「航空宇宙産業向け審査員登録申請等各種手続きの手引き」VII章 記入要領を参照。

5.1.3 IAQG 承認の要件

「IAQG 認可 AATT コース」を申請日から過去5年以内に修了し、その試験に合格したことを示す合格修了証明書及び IAQG から授与された合格証を有していること。

5.1.4 審査員実務経験

実務経験とは、適用範囲が類似している産業界(例えば、自動車、原子力、海事、医療機器、その他の高リスク/セーフティクリティカルな産業界など)において常勤の従業員又は請負契約者として、エンジニアリング、設計、製造、品質又は工程管理に直接関与した経験のことであり、過去10年間に通算2年の実務経験がある証拠を有していること。尚、同じ時期に上記以外の業務にも従事していた場合には、上記業務以外の時間は除外して計算すること。

AS 審査員資格を有さない者の場合の AS 産業経験審査員への登録要件について**6.1.1 一般**

AS 産業経験審査員(AEA)に新規登録する者は、以下の第6.1.2項から第6.1.6項に定める要件をすべて満足し、かつ必要な料金を当センターに支払うことによって、AS 産業経験審査員(AEA)に資格登録することができる。

航空宇宙産業向け審査員の資格基準**6.1.2 基礎研修**

申請日から過去5年以内に当センターが承認した「航空宇宙防衛（ASD）主任審査員研修コース」を修了して、その試験の合格証を有していること。

6.1.3 審査経験

申請前3年以内に JIS Q 9001 規格または AQMS 規格（9100、9110、9120）の第三者及び／又は JIS Q 9001 規格の第三者審査のフルシステム審査を少なくとも4回以上、審査チームのリーダーとして、かつ20日以上 の現地審査に参加した有効な審査経験を有すること。

また、審査対象である組織の認証範囲にすべての要求事項が含まれない場合（例えば、審査対象組織が製造会社であり設計・開発機能を有していない等（JIS Q 9001:2015 の第8.3項（設計・開発）が対象組織の認証範囲としていない）は、当該規格の全ての要求事項を少なくとも2回網羅したことを実証するための審査経験を提出すること。

なお、審査日数には、審査準備時間、報告書作成時間を含まない。また、日数計算方法は JRCA AA300「航空宇宙産業向け審査員登録申請等各種手続きの手引き」VII章 記入要領を参照。

6.1.4 IAQG 承認の要件

「IAQG 認可 AATT コース」を申請日から過去5年以内に修了し、その試験に合格したことを示す合格修了証明書及び IAQG から授与された合格証を有していること。

6.1.5 審査員実務経験

実務経験とは、航空宇宙及び防衛（ASD）産業界において常勤の従業員又は請負契約者として、次のいずれかの組織内でエンジニアリング、設計、製造、品質又は工程管理に直接関与した経験のことであり、直近の10年間に航空宇宙及び防衛（ASD）産業界において通算4年の実務経験がある証拠を有していること。

尚、同じ時期に次の業務以外の業務にも従事していた場合には、当該業務以外の時間は除外して計算すること。

- a) 主要装備品製造／組立組織－航空宇宙及び防衛（ASD）分野の完成機及びシステム全体（例えば、航空機、船舶、潜水艦、主要な武器システム、発射装置、スペースクラフトなど）を設計、製造及び引き渡す組織
- b) プライム組織－航空宇宙及び防衛（ASD）用の最終品目の主要アセンブリ、主要サブアセンブリ又は主要構成品（例えば、キャビン、翼、胴体、推進システム、制御システム、健全性監視システム、兵器管理システム、レーダーシステム、緊急警報システム又はバックアップシステム）を設計及び／又は製造する組織
- c) 航空宇宙及び防衛（ASD）規制機関－民間[例えば、民間航空局（NAA）]、防衛[例えば、防衛省（MoD）]、又は宇宙機関[欧州宇宙機関（ESA）]、アメリカ航空宇宙局（NASA）、カナダ宇宙庁（CSA）、宇宙航空研究開発機構（JAXA）、中国国家航天局（CNSA）など]

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

6.1.6 航空宇宙及び防衛(ASD)産業についての知識

航空宇宙及び防衛(ASD)産業についての知識は最低限、次の事項に関するプロセス及び管理を理解していることが含まれなければならない、航空宇宙及び防衛(ASD)産業についての知識がある証拠を有していること。

- a) 先行製品品質計画
- b) 変更管理
- c) 不適合品の封じ込め、原因分析、及び是正処置
- d) 形態管理、識別、及びトレーサビリティ
- e) クリティカルアイテム及びキー特性
- f) 設計及び開発
- g) 外部供給者の承認及び管理
- h) 異物による損傷/異物残置(FOD)防止計画
- i) 不適合品の管理
- j) 運用リスクマネジメント
- k) 航空宇宙及び防衛(ASD)分野の規制要求事項
- l) 模倣品/不正品の防止
- m) 製品安全
- n) 生産部品承認プロセス
- o) 製造工程及び製品の検証/妥当性確認
- p) 抜取検査又は試験

AS 審査員資格を有する者が格上げする場合について

6.2 AS審査員資格を有する者の格上げ

6.2.1 一般

AS審査員(AA)からAS産業経験審査員(AEA)に格上げ申請を行うためには、以下の第6.2.2項から第6.2.5項に定める要件をすべて満足し、且つ必要な料金を当センターに支払わなければならない。

尚、AS産業経験審査員(AEA)に格上げしても、従前の資格更新サイクルが維持される。また、審査員は当センターに提出する申請書のなかで(それまでの3年間における)次を開示しなければならない。

- ①現状を含め、提起されたパフォーマンス改善計画(PIP)
- ②これまでにAQMS(9100、9110、9120)審査の実施を請け負ってきた全ての認証機関(CB)。

尚、審査員は、未完了のパフォーマンス改善計画(PIP)がある場合は、審査員資格の格上げ申請は行うことはできない。

6.2.2 審査経験

格上げのためには、次の有効な審査経験が必要となる。

- ①第三者AQMS(9100、9110、9120)審査を実施する航空宇宙審査員(AA)として1回以上の完全な審査員資格証明更新サイクルを経験していること
- ②連続した3年間の各年で30日以上第三者AQMS(9100、9110、9120)審査(審査計画及び

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

報告書作成を除く)を経験していること

- ③審査チームのリーダーとしてチームを率いて4回以上、第三者AQMS(9100、9110、9120)審査を実施すること

6.2.3 IAQG承認の要件

「IAQG認可AATTコース」を申請日から過去5年以内に修了し、その試験に合格したことを示す合格修了証明書及びIAQGから授与された合格証を有していること。

6.2.4 航空宇宙及び防衛(ASD)産業についての知識

本追補(Appendix)「AS審査員資格を有さない者の場合のAS産業経験審査員への登録要件について」の6.1.6項に定める航空宇宙及び防衛(ASD)産業についての知識を有すること。

6.2.5 審査員のパフォーマンス管理

過去3年間の間に提起された全てのパフォーマンス改善計画、及びその他報告されたパフォーマンス問題又は懸念事項の証拠を示すこと。

航空宇宙産業向け審査員資格の維持(サーベイランス)について

9.1 一般

航空宇宙産業向け審査員が、その資格を維持するためには、以下の第9.2項から第9.3項に定める資格更新の要件をすべて満足しなければならない。且つ必要な料金を当センターに支払わなければならない。

9.2 継続的専門能力開発(CPD)実績

航空宇宙産業向け審査員は、当該の審査員資格証明更新サイクル内に少なくとも1年に10時間以上の専門能力を開発した申告を行うこと(但し、更新申請では、3年間で合計40時間以上の実績が必要である)。一つの活動によりCPDとして認める時間は、最大10時間までとする。

9.3 資格継続の意思表示及び義務等遵守の誓約

資格継続の意思表示を行うと共に、本資格基準に規定されている要求事項及びJRCA AA200に規定されている審査員の義務を遵守する旨の誓約を行うこと。

航空宇宙産業向け審査員資格証明の更新について

10.1 一般

航空宇宙産業向け審査員が、その資格を更新するためには、有効期限日の3ヶ月前までに申請を行い、以下の第10.2項から第10.6項に定める資格更新の要件をすべて満足しなければならない。且つ必要な料金を当センターに支払わなければならない。

10.2 審査経験

AS審査員(AA)は、資格更新サイクルにおいて、JIS Q 9001規格またはAQMS規格(9100、

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

9110、9120) の第三者若しくは第三者審査のフルシステム審査を4回以上、かつ20日以上以上の現地審査に参加した有効な審査経験を有すること。審査日数には、審査準備時間、報告書作成時間を含まない。

AS 産業経験審査員(AEA)は、資格更新サイクルにおいて、AQMS 規格(9100、9110、9120)の第三者若しくは第三者審査のフルシステム審査を4回以上、かつ20日以上以上の現地審査に参加した有効な審査経験を有すること。審査日数には、審査準備時間、報告書作成時間を含まない。

尚、AS 審査員(AA)、AS 産業経験審査員(AEA)ともに、審査対象である組織の認証範囲にすべての要求事項が含まれない場合(例えば、審査対象組織が製造会社であり、設計・開発機能を有していない等(JIS Q 9001:2015の第8.3項(設計・開発)が対象組織の認証範囲としていない)は、当該規格の全ての要求事項を少なくとも2回網羅したことを実証するための審査経験を提出すること。

日数計算方法はJRCA AA300「航空宇宙産業向け審査員登録申請等各種手続きの手引き」VII章 記入要領を参照。

10.3 IAQG 承認の要件

更新申請時にIAQGの要求がある場合には、適切に完了した証拠を有していること。

10.4 継続的専門能力開発(CPD)実績

航空宇宙産業向け審査員は、レポートにより、資格更新サイクルにおいて、1年に10時間、通算して、合計40時間以上の継続的専門能力開発の実績として「どのような目的で、何を学んだか」が実証すること。

10.5 審査員のパフォーマンス管理

資格更新サイクルの間に提起された全てのパフォーマンス改善計画、及びその他報告されたパフォーマンス問題又は懸念事項の証拠を示すこと

10.6 資格更新の意思表示及び義務等遵守の誓約

資格更新の意思表示を行うと共に、本資格基準の要求事項及びJRCA AA200に規定されている審査員の義務を遵守する旨の誓約を行うこと。

注：申請書の提出は上記内容を含む

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

制定・改定履歴

版番号	年月日	内容
制定	2019年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> 日本規格協会 JRCA AA100 改定7版を承継し、日本要員認証協会設立に伴い新規制定。
改定1版	2019年12月9日	<ul style="list-style-type: none"> 引用文書に JRMC 規則 102 を追加した。(2項) JRMC 規則 102 の改定を反映して、審査日数に報告書作成時間を含まないこと、審査日数(時間)がわかるエビデンスが必要であること等を追記した。(3.1.1、5.1.1) 審査実績の定義について、航空宇宙産業向け審査員としての審査実績と、新規に航空宇宙産業向け審査員になるための審査実績に分けて記述するようにした。(3.1.1項) 産業経験審査員になるための実務経験年数について、JRMC 規則 102 改定による明確化を反映して、同じ時期に航空宇宙関連業務以外にも従事していた場合にはその分の時間を除外して計算することを追記した。(6.1.2項) その他、表記上の修正を行った。
改定2版	2020年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> JRMC 規則 102 の記述に従って、「オフサイト審査」の用語を採用し、審査には現地審査とオフサイト審査があること、オフサイト審査に審査準備等は含まないこと、新規登録時にオフサイト審査も審査日数に加算するためにはそのエビデンスが必要であること、と記述を整理し直した。(5.1.1項) JRMC によるオーバーサイトにおける改善の機会を受けて、維持、更新、格上げ、及び他機関からの移転における JRCA 登録 QMS 審査員/主任審査員であることの要件を廃止した。(4項、5.3項、6.3項、旧 10.3項) 初回申請時においては、現行の SJAC9104-3 規格に基づいて JRCA 登録 QMS 審査員/主任審査員資格保有要件は不変であるが、認定機関で認定されている他の要員認証機関に登録されている QMS (9001) 審査員/主任審査員も可とした。(4項注1、5.1.4項) 上記の改定に伴い、章項番号及び段落番号を一部変更した。 誓約書提出を求めている資格継続/更新において登録の意思表示及び義務等遵守の誓約を要件に書き加えたが、従来より申請書に誓約が含まれているので新たな要求ではない。(9.1項、10.5項) その他、表記上の修正を行った。

航空宇宙産業向け審査員の資格基準

改定3版	2021年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年4月1日から品質マネジメントシステム審査員の資格基準（JRCA AQ140）を施行したことに伴い、引用文書及びQMS 審査員／主任審査員の定義に同文書を追記した。（2項、3.3項、3.4項） ・引用文書に審査員の料金基準（JRCA AC200）の記載がなかったため、追記した。（2項） ・一部軽微な誤記の修正を行った。
改定4版	2021年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・「JRCA AC220：マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」の施行に伴い、関連する規定を修正した。（2項、5.3項、6.3項、9.2項、10.6項） ・JRCA AA100-1：航空宇宙産業向け審査員資格の JIS Q 9100:2016 版への移行基準及び手続きについては、移行措置期間完了のため、削除した。（2項、7項） ・JIS Q 9001:2008 に基づく審査は移行措置期間完了のため、削除した。（5.1.1項）
改定5版	2022年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・航空宇宙産業向け 9120 審査員評価登録制度の開始に伴い、本資格基準の適用範囲、引用文書及び定義に追記を行った。（1項、2項、3項） ・SJAC9104-3 改正に伴い、同基準に追加される要件を追補（Appendix）に記載した。
改定6版	2022年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・航空宇宙産業向け 9120 審査員評価登録制度の開始に伴い、改定5版の施行日を2022年9月1日とした。
改定7版	2022年10月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・IAQG COT ICOP Resolutions Log 通知に伴い、OPMT を COT に名称変更した。（2項）